

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年9月29日

久万高原町長 河野 忠康

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	住所・地番	林班・小班	面積 (ha)	経営管理権 の継続期間	備考
集R8-7	久万高原町二名 乙1908-1	46 - 4	14.89	10年	
同上	同上 乙1907-2	46 - 3	23.61	10年	
集R8-8	久万高原町父野川 乙157	23 - 67-1	1.79	10年	
同上	同上 乙157	23 - 67-2	0.76	10年	
集R8-9	久万高原町上畑野川 乙92	-	0.31	10年	
集R8-10	久万高原町菅生 3番耕地958	116 - 168	0.11	10年	
集R8-11	久万高原町下畑野川 乙344-10	144 - 72	0.16	10年	
集R8-12	久万高原町上黒岩 2351-2	582 - 67	0.46	10年	
			42.09		

2 縦覧場所 中予山岳流域林業活性化センター、久万高原町のホームページ

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考) 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。